

～新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農家の皆様へ～

農産物の次期作に取り組む 農家を支援します

高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた「野菜・花き・果樹・茶等」の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者に対して、資材や機械の導入や新規需要確保に向けた新技術の導入にかかる取組を支援します！



◎支援対象者 下記の1と2の要件を満たす農業者

1. 令和2年2月～4月に野菜・花き・果樹・茶等の販売実績がある者
2. 収入保険、農業共済等に参加している者(又は、今後加入を検討する者)

分類	支援対象となる取組み ※例示しているのは、地域で推奨する取組です	支援単価
野菜、果樹、花き(露地)	<ul style="list-style-type: none">・産地で推奨する肥料、農薬、資材の利用・安全講習会の受講 など、8項目のうちから2項目を選択	5.5万円/10a
施設花き	<ul style="list-style-type: none">・産地で推奨する品目・品種導入(必須)・かん水装置、空調機器等の利用 など、7項目のうちから2項目を選択	80万円/10a

◎【対象となる農地】

- ・「農地台帳」に記載されている農地であること
- ・借地の場合は利用権設定がなされている(又は、これから設定する)
- ・地目が「田」もしくは「畑」であること

◎【交付対象面積】

- 露地栽培
 - ・「農地台帳面積」に「市町村平均の畦畔率」を乗じた面積
- 施設栽培
 - ・「施設園芸共済」の加入面積
 - ・施設園芸共済未加入の場合は、施設の図面などの実測面積

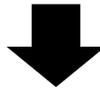


高収益作物次期作支援交付金の申請方法について

★電話での事前予約が必要です《受付期日令和2年9月30日まで》

申請の手続きについて・・・以下の手順で進めてください。

手順 ①	<p>★電話での事前予約を行ってください。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止の観点から申請手続きは予約制とさせていただきます。事前に電話予約の無い方の対応はできませんのでご了承ください。</p> <p>事前予約番号 ☎63・3806</p> <p>受付期間 令和2年8月25日(火)～令和2年9月30日(水)</p> <p>受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)</p>
---------	---



手順 ②	<p>★予約時に聞き取りをさせていただきます。</p> <p>支援対象の要件をみたしているかどうか、聞き取りをさせていただきます。少しお時間をいただきますので、時間に余裕をもって電話予約をお願いします。</p>
---------	---



手順 ③	<p>★予約時に申請受付日を決定します。</p> <p>予約時に申請受付日をお知らせしますので、必要書類を持参のうえ、役場産業建設課で申請手続きを行ってください。</p> <p>【必要書類】 詳しくは電話にて説明します</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 印鑑(認印で結構です。シャチハタは不可)<input type="checkbox"/> 通帳(申請人名義)<input type="checkbox"/> 2月から4月の販売実績が証明できるもの(出荷伝票・仕切書等)<input type="checkbox"/> 施設園芸共済証書(施設の場合のみ必要です。未加入の場合は、実測した図面等)<input type="checkbox"/> その他(必要な場合は予約時に説明します)
---------	---

【申請受付先】

日高町地域農業再生協議会(事務局：日高町役場産業建設課)

住所：日高町大字高家626番地

お問い合わせ：☎63・3806